



全国 N P O バンク 連絡会

NEWS RELEASE

2010. 5. 25

改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）に対するパブコメ提出

本日 2010 年 5 月 25 日、NPO バンクの全国ネットワーク組織である全国 NPO バンク連絡会（事務局：東京都新宿区、代表者：田中優）（以下、バンク連）は、金融庁に、「改正貸金業法に関する内閣府令の改正案」に関するパブリックコメントを以下の通り提出しましたのでお知らせ致します。

今回の規則改正によって新設される「特定非営利金融法人」は、政府が進める「新しい公共」を担う市民事業や社会的企業に対して市民の資金を回す重要な役割を果たすことになると思われますので、今後とも、こうした非営利・公益の市民金融への一層のご支援をお願いいたします。

本件にかかる連絡先

全国 NPO バンク連絡会（東京コミュニティパワーバンク内）担当：坪井、遠藤

TEL： 03-3200-9270

FAX： 03-3207-1945

メール：community-fund@r2.dion.ne.jp

<意見書の内容>

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 ご担当者様

2010年5月25日

名称：全国 NPO バンク連絡会（代表：田中 優）

住所：〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASK ビル 502

東京コミュニティパワーバンク内

改正貸金業法の完全施行を控えた標記改正案について、NPO バンクの健全な発展を期するため、私たちは以下の通り意見を申し上げます。

（以下、貸金業法を「法」、（改正予定の）貸金業法施行令を「政令」、（改正予定の）貸金業法施行規則を「規則」と略します）

1. NPOバンクに対する対応全般

(関係条文：規則第1条の2の3、第5条の3の2、第5条の4の2、第10条の16の2、第10条の21の2、第10条の24の2、第10条の25の2、第26条の25の2第2項・第3項、第26条の26の2第2号から第6号まで、第26条の27の2第2号から第6号まで、第26条の29の2、第30条の12の2、第30条の14の2)

今回の規則改正では、NPOバンクの活動を支援する観点から、(i) 貸付業務経験者の確保義務の免除、(ii) 指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外という措置をいただきました。このことは、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第三回事務局会議(2009年12月7日)で当方が「緊急避難的な措置」として2つの事項を要望したことに沿うものであり、NPOバンクが継続して活動できる余地を確保していただいた今回の英断に、心より感謝を申し上げます。

今回の規則改正によって新設される「特定非営利金融法人」は、政府が進める「新しい公共」を担う市民事業や社会的企業に対して市民の資金を回す重要な役割を果たすことになると思われますので、今後とも、こうした非営利・公益の市民金融への一層のご支援をお願いいたします。

2. 特定貸付契約(特定非営利活動貸付け)

関係条文	規則第1条の2の3第4項
条文の文言	<p>4 前項の「特定非営利活動貸付け」とは、特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)として行われる貸付けであつて、次に掲げるすべての要件に該当して行われるものをいう。</p> <p>一 当該貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務(保証債務を除く。以下この項において同じ。)の総額その他当該者(事業を営む者に限る。)の財務の状況を把握すること。</p> <p>二 当該貸付けに係る契約に係る保証契約を締結する場合にあつては、当該保証契約を締結するまでに、当該保証契約の保証人(以下この項において単に「保証人」という。)となろうとする者に係る返済能力に関する事項の調査として、当該者が貸金業者に対して負担する債務の総額を把握すること。</p> <p>三 返済期間を通じて、当該貸付けに係る契約の相手方及び保証人に係る返済能力に関する事項の調査として、当該相手方及び保証人が貸金業者に対して負担する債務の総額その他当該相手方(事業を営む者に限る。)の財務の状況を定期的に把握し、必要に応じてこれらの者に対する助言又は指導を行うこと。</p> <p>四 当該貸付けに関し、貸金業者が年七・五パーセントを超える割合による利息(みなし利息(法第十二条の八第二項に規定するみなし利息をいう。)を含む。次号、次項第四号及び第五条の三の二第一項において同じ。)の契約を締結し、又は当該割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しないこと。</p> <p>五 当該貸付けが特定非営利活動として行われている事実が確認できる書面又は当該書面に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日(当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日(当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつ</p>

	<p>ては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日) までの間保存すること。</p>
質問・意見	<p>(1) 第1号および第2号における「債務の総額」「財務の状況」の把握は、当該特定非営利金融法人の能力に応じた方法による把握をすれば足りると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 第3号における「財務の状況を定期的に把握」「助言又は指導」は、当該特定非営利金融法人の能力に応じた方法による把握をすれば足りると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>(3) 第3号における「財務の状況を定期的に把握」は、最低限どの程度の頻度で行うことを想定していますか。</p> <p>(4) 団体に貸金業者が貸付を行う場合、法第13条第2項の「個人である顧客」に該当するのはどこからですか。例えば、①いわゆる権利能力なき社団の場合、②民法上の組合の場合、③商法上の匿名組合の場合は「個人である顧客」に該当するのでしょうか。</p>
理由	<p>規則第1条の2の3第4項は、特定貸付契約たる特定非営利活動貸付けの要件であり、特定非営利金融法人が行う特定非営利活動として行われる貸付けのうち、これらの要件を満たす貸付のみが指定信用情報機関使用義務を除外されます。</p> <p>しかし、同項各号の要件を満たすために過重な行為が求められると、NPOバンクを支援するという特定非営利金融法人制度の趣旨が没却される恐れがあります。</p> <p>そこで、(1)～(3)までの質問は、同項各号の要件を満たすための行為は、当該特定非営利金融法人の能力に応じたもので差し支えないことを確認したく、質問するものです。</p> <p>また、(4)は、万が一金融検査等でNPOバンクが行う貸付が特定非営利活動貸付けの要件を満たさないと判断され、かつNPOバンクとしては団体に対して行った貸付のつもりが貸金業法上は個人への貸付とみなされることになると、一気に違法状態になってしまうので、特定非営利金融法人のコンプライアンス確保のために質問するものです。</p>

3. 非営利特例対象法人登録の要件

(1) 指定紛争解決機関

関係条文	規則第5条の4の2第1項第1号
条文の文言	前条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる基準に適合していること。
質問・意見	<p>(1) 規則第5条の4第5号の基準を満たす上で、法第12条の2の2第1項第1号で、「指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置」とされていますが、貸金業法上で1つしか指定紛争解決機関が指定されなかった場合、全ての貸金業者が当該機関との手続実施基本契約を締結する義務が生じるのでしょうか。</p> <p>(2) 指定紛争解決機関は融資を受けた者の利益を保護するため、業態に十分に精通している者によって紛争解決等の業務が実施されるべきものとされています。特定非営利金融法人とその他の貸金業者では、営利か非営利かという基本から相違し</p>

	<p>ているため、異なる業態として、それぞれ指定紛争解決機関の有無の判断を行うべきではないか、と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(3) 同じく指定紛争解決機関に関し、法第41条の42第1項では、「指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、(中略)紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。」とありますが、この負担金の額が著しく高額とならないよう、指定紛争解決機関への指導をお願いします。</p>
理由	<p>2009年に金融ADR制度が導入されたことにより、貸金業法施行規則第5条の4に第5号として「法第十二条の二の二に規定する措置を講ずるために必要な措置を講じていること」という要件が加わりました。</p> <p>消費者保護の観点から、この制度の導入自体は歓迎すべきですが、指定紛争解決機関がひとつしかない場合に全ての貸金業者が当該機関との手続実施基本契約を締結する義務が生じるとすれば、NPOバンクにとって一般の貸金業者と同様の事務負担等がかかることが想定されます。また、手続実施基本契約の締結に伴う負担金が高額であれば、最悪の場合NPOバンクが「負担金倒れ」してしまい、NPOバンクを支援するために定められた各種の措置が無意味なものになる危険も否定できません。</p> <p>よって、上記の通り質問・要望するものです。</p>

(2) 指導・助言の体制

関係条文	規則第5条の4の2第1項第2号
条文の文言	貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる体制が整備されていること。
質問・意見	本号が定める体制として、「貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者」を複数名(最大10名程度)指定し、これらの者から必要に応じて助言又は指導を受けることとすることは差し支えないでしょうか。
理由	<p>NPOバンクを支援するための措置として定められた本条項ですが、今後NPOバンクを設立して規則第5条の4の2に沿って貸金業登録する際、「貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者」を固定的に1名指定するのでは、その者に負担が偏り、また専門分野の違い等によって十分な助言・指導ができないおそれがあります。</p> <p>これに対し、3年以上の経験を有するNPOバンク実務者を複数名指定し、必要に応じて助言又は指導を受けることとすれば、負担を平準化し、より行き届いた助言・指導を行うことが可能と考えますが、こうした対応が可能か条文上不明確なため、上記の通り質問するものです。</p>

本件にかかる連絡先：東京コミュニティパワーバンク内（担当：坪井・遠藤）
TEL：03-3200-9270
メール：community-fund@r2.dion.ne.jp

以 上